参考資料－１

「阿武隈川水系河川整備委員会」規約

第１条（趣旨）
　この規約は、「阿武隈川水系河川整備委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目的）
　この委員会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「阿武隈川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第３条（組織等）
１　委員会は、東北地方整備局長が設置する。
２　委員会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
３　委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
４　委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政委員についてはこの限りでない。
５　委員の任期は原則として２年とし、再任を妨げない。

第４条（委員長）
１　委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は委員会の運営と進行を総括する。
３　委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
４　委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。

第５条（委員会）
　委員会は、委員長が招集する。

第６条（公　開）
　委員会の公開方法については委員会で定める。

第７条（事務局）
　委員会の事務局は、東北地方整備局仙台河川国道事務所及び福島河川国道事務所におく。

第８条（規約の改正）
　本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第９条（雑　則）
　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則（施行期日）
　この規約は、平成１８年３月１３日より施行する。
　　平成２３年１月１７日一部改正。
　　平成２７年２月１０日一部改正。